

秋田市告示第17号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和7年1月17日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
菊池 茜 恵	秋田大学医学 部附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障 害（追加）
安部 友 恵	秋田大学医学 部附属病院	耳鼻いんこ う科	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害
松田 芳 教	新屋透析泌尿 器科クリニッ ク	泌尿器科 人工透析科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障 害
大野 秀 雄	御野場病院	内科	肢体不自由
森 奏 美	秋田大学医学 部附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障 害
笠原 壮	秋田赤十字病 院	脳神経内科	肢体不自由